

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（素案）に対する 意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 条例案の作成者

自由民主党富山県議会議員会

中山間地域振興条例（仮称）検討プロジェクトチーム（座長 宮本 光明 議員）

2 意見募集期間

平成31年1月16日（水）から2月5日（火）まで

3 意見募集方法

富山県議会ホームページ、県庁（議会事務局閲覧コーナー、県民サロン、情報公開窓口）、
各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

4 意見提出者数

2人

【提出方法】

書面	電子メール	計
0人	2人	2人

5 意見提出件数

2件

【提出内容】

内容	件数
条例の記載内容の実現について	1件
地域住民の主体性を引き出す支援について	1件
計	2件

6 意見の概要及び意見に対する条例案作成者の考え方

番号	意見の概要	意見に対する条例案作成者の考え方	関係 条文
1	<p>小矢部市には中山間地域が2地域（南谷地区、宮島地区）あり、両地区とも世帯数が10世帯以下の集落を抱えている。</p> <p>いずれの集落も高齢化率は70%を超え、地域活動を支える人材が高齢化しており、コミュニティ機能は失われようとしている。最小限のことだけをなんとかこなしている状況だが、第6条（中山間地域創生総合戦略）の第2項（3）に定める記載内容の履行を、もっと強く求めるものにできないか。</p>	<p>中山間地域には、集落の規模縮小、世帯の高齢化・単身化によって自立・存続が極めて困難となっている集落があり、地域コミュニティの再生とともに、住民が日常生活や社会生活を営むに当たって必要不可欠なサービスを確保することが喫緊の課題となっています。</p> <p>このため、「中山間地域創生総合戦略」には、①地域包括ケアシステムの構築、②医師・看護師その他の医療従事者の確保、③介護サービスの提供に係る人材の確保、④交通手段の安定的な確保、⑤生活必需物資を供給するサービスの確保などについて定めるよう条例（素案）に明記し、他県の条例と比べ、講ずべき施策をより詳細に規定しています。</p> <p>また、「中山間地域創生総合戦略」に定めた施策が、着実に実施されるためには、施策を推進する県の組織・体制の強化と予算の確保が重要との認識から、条例（素案）に、推進体制の整備（第10条）、財政上の措置等（第11条）について規定するとともに、これらに関して、自由民主党富山県議会議員会から知事に対し提言（平成30年11月19日「中山間地域の新たな対策」－人口減少下における持続可能な社会の形成に向けて－）を行っているところです。</p> <p>条例が制定された後も、中山間地域において住民生活に必要な不可欠なサービスが確保されるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>	第6条 第2項 (3)
2	<p>中山間地域における自律的かつ持続可能な地域社会の形成には、地域住民の主体性を引き出す支援が重要であり、①中山間地域の調査・分析を行い、対応策を講じる仕組み（島根県中山間地域研究センターが参考になる）と、②第三者によるコーディネート（地域が自走できるまで継続的に支援するプロパー職員の配置）が必須である。</p> <p>現場をサポートする熱意がある優秀な人材を確保・育成し、地道な支援を継続的に積み重ねることが重要である。</p>	<p>中山間地域に持続可能な新たな地域社会を形成するには、地域課題の解決を目指す住民の方々の前向きな取組みを積極的に支援していくことが、重要かつ不可欠です。</p> <p>このため、条例（素案）では、中山間地域施策の基本方針の中で、住民の主体性が十分に発揮されるよう配慮すること、地域の課題の解決に向けた、住民の取組みと多様な主体の連携・協働を促進することを明記しています（第3条(3)(4)）。</p> <p>また、住民の方々による地域づくりの取組みを支援するため、「中山間地域サポートセンター（仮称）」を新たに設置するよう、自由民主党富山県議会議員会から知事に対して要望しています。</p> <p>この「中山間地域サポートセンター（仮称）」</p>	

番号	意見の概要	意見に対する条例案作成者の考え方	関係 条文
		<p>には、地域づくり活動の継続に向けたアドバイスや多様な主体が協働する体制を築くまでのコーディネート等を行う専門的な人材を配置し、地域運営組織の活動や社会的事業（ソーシャルビジネス）の支援、ワンストップ型の相談支援窓口の開設、中山間地域に関する調査研究等を行うことを考えており、今後ともその実現に向けて取り組んでまいります。</p>	